

(3) 社会

- ① 大人 身分の高い人
- ② 跪拜 ひざまずいて拜む
- ③ 下戸 身分の低い者
- ④ 妒忌 ねたむ
- ⑤ 盗窃せず ぬすみをしない
- ⑥ 妻子を没し 妻子をとりあげて奴隷とする
- ⑦ 宗族 一族
- ⑧ 租賦 生産物の貢納や労役の負担を内容とする租税
- ⑨ 大倭 倭人の中の大人とする説や、ヤマト政権とする説などがある
- ⑩ 一大率 官名、地方官の一種

史料②

(3) 社会 ★★

その会同・坐起には、父子男女別なし、人性酒を嗜む。天人の敬する所を見れば、ただ手を搏ち以て跪拜に当つ。……その俗、国の大人は皆四、五婦、下戸もあるいは二、三婦。婦人淫せず、妬忌せず、盗窃せず、誣訟少なし。その法を犯すや、軽き者はその妻子を没し、重き者はその門戸および宗族を没す。尊卑各々差序あり、相臣服するに足る。租賦を収む邸閭あり。国国市あり、有無を交易し、大倭をしてこれを監せしむ。

女王国より以北には、特に一大率を置き、諸国を檢察せしむ。諸国これを畏憚す。常に伊都国に治す。……

下戸、大人と道路に相逢へば、逡巡して草に入り、辞を伝へ事を説くには、あるいは蹲りあるいは跪ぎ、両手は地に抛り、これが恭敬をなす。対応の声を噫といふ。比するに然語の如し。

(4) 女王卑弥呼

- ① 鬼道 呪術
- ② 夫婿 夫
- ③ 倭親 ものみやくら。遠くを見渡すために高く築いたやくら
- ものみやくら(復元) (佐賀・野ヶ里遺跡)



(5) 魏との交渉

景初二年 魏の明帝の年号、二年は三年の誤りと考えられ、三十九年にあたる

都 帯方郡

太守 地方官の名、郡の長官

京都 魏の都、洛陽

金印紫綬 中国朝廷では位に応じて印綬を許されたが、後漢では天子が玉印黄赤綬、太子および諸王が金印朱綬、丞相など三公が金印紫綬、大臣(九卿)が銀印青綬であった

表封して帯方の太守に付し封として帯方郡の長官にこつつけ

銅鏡百枚 景初三年銘の銅鏡が島根県雲南市の神原神社古墳(三角縁神鏡)や大阪府和泉市ついで家古貴(面文神鏡)

◆通釈◆◆◆◆◆

人々の集会の場で、父子・男女による差別はない。生まれつき酒をたしなみ、身分の高い人に対しては手をうって敬礼し、中国の跪拜のようにはひざまずいて拜む。……その風習として、身分の高い者は皆四、五人の婦人をもち、身分の低い者でも二、三人の妻をもっている。婦人の貞操観念は堅く、ねたんだりしない。盗みをする者もなく、訴えことも少ない。法を犯した場合は、罪の軽い者は妻子をとりあげて奴隷とし、重罪の者は、一族および親類全部を奴隷とする。身分に上下の差別がある。おたがいにふさわしい態度をとる。租税をおさめる官殿と倉庫がある。国々には市場があり、物々交換がおこなわれ、大倭という役人がそれを監督している。

女王国の北には、一大率という役人をおいて諸国を檢察している。諸国はそれをおそれている。伊都国に常駐している。

……身分の低い者が高位の人に道で出あった時は、おそれるおそれる草むらに入ってしまう。何か申し上げる時は、うずくまったり、ひざまずいたりしながら、うやうやしく両手を地につけ、返事をする方は、「あい」というが、これは中国で然諾(承諾)というのと同じだ。

(4) 女王卑弥呼

その国、本また男子を以て王となし、住まると七、八十年。倭国乱れ、相攻伐すること歴年、乃ち共に一女子を立てて王となす。名づけて卑弥呼といふ。鬼道に事へ、能く衆を惑はす。年已に長大なるも、夫婿なく、男弟あり、佐けて国を治む。王となりしより以来、見るある者少くなく、婢千人を以て自ら侍せしむ。ただ男子一人あり、飲食を給し、辞を伝え居処に出入す。宮室、楼観、城柵、敵かに設け、常に人あり、兵を持って守衛す。……

その国は、もと男王が七、八十年支配していたが、倭国が乱れて何年間もたがいに攻め争うようになった。そこで女王を立てた。この女王の名を卑弥呼といひ、女王は、呪術をよくして人民を従えた。年をとつても結婚せず、弟が政治をたすけた。王位について以後、彼女に会うことができる者は少くなく、侍女千人を従えていたが、ただ一人の男子が、飲食の給仕をして、女王の言葉を伝え、居室に出入りしていた。宮室・ものみ台・とりでを敵重に設け、いつも護衛兵が守っている。……

(5) 魏との交渉 ★★

景初二年六月、倭の女王、天夫難升米等を遣はし、郡に詣り、天子に詣りて朝献せんことを求む。太守、劉夏、吏を遣はし、將て送りにて京都に詣らしむ。その年十二月、詔書して倭の女王に報じて曰く、「……今汝を以て親魏倭王となし、金印紫綬を仮し、表封して帯方の太守に付し仮授せしむ。……又、特に汝に……白絹五百匹……銅鏡百枚……を賜い、……悉く以て汝が国中の人に示し、国家汝を哀れむと知らしむ可し。……」と。

◆通釈◆◆◆◆◆

魏の明帝の時、景初三(二二九九)年六月に女王は大いなる難升米らを帯方郡に遣わして、魏の天子に朝献できるように願ひ出た。帯方郡の長官の劉夏は、郡の役人を遣わして彼らを都(洛陽)まで送らせた。……同じ年の十二月、明帝は詔書を下して倭の女王に報じていうには、「……今、あなたを『親魏倭王』とし、金印紫綬をさすけ、封をして帯方郡の長官にこつつける。……また、とくに汝に……白絹五百匹……銅鏡百枚……を与え、……それらの下賜品のすべてを汝の国民に示して、わが国が汝をいづくしんでいることを知らしめよ。……」と。……

(6) 卑弥呼の死後 ★★

卑弥呼以て死す。大いに冢を作る。径百余歩、殉葬する者、奴婢百余人。更に男王を立てしめ、國中服せず。更々相誅殺し、当時千余人を殺す。

◆通釈◆◆◆◆◆

卑弥呼が死んだ。大きな墓をつくった。その直径は百余歩で、女王に殉死した奴婢が百余人であった。その後、男王が立ったが人々は服しなかった。おたがいに殺しあい、千人ほど死んだ。卑弥呼の一族の女、若手が十三歳で王とな